

九十九会規約

(名称)

1. 当会の名称は「九十九(つくも)会」と称する。

(目的)

2. 1. 当会はゴルフの技量が同じくする者が集まり各人の技術の向上を目的とし、会員相互の親睦を図るため毎週土曜日ゴルフ競技会(以下「例会」と称する)を開催するものとする。
2. 例会及び月例会の参加に当たっては会員はエチケットを守り、怪我無くプレーすることをモットーとし、ゴルフルールの理解を深めることを心掛けるものとする。
3. 当会はゴルフのプレイを通じ、地域社会との交流及び地域社会への貢献をその目的に掲げ、積極的にグアムの行事に参加するものとし、九十九会の発展拡大に努めるものとする。

(入会資格)

3. 入会を希望する者は3名の会員の推薦(うち2名は理事)の推薦を必要とし、他人に迷惑を掛けないスコアでラウンド出来る者とするが、特に資格は定めない。また入会の際、\$30の入会金を必要とする。

(会員資格)

4. 会員の登録は毎年1月に更新されるものとし、その登録に際しては\$40の年会費の納入を必要とする。年度途中における入会者においても、その登録に際しては\$40の年会費の納入を必要とする。また、九十九会運営費への貢献度の公平性と、例会参加の促進を目指し、例会への参加回数により以下のように還付を行うものとする。

例会参加20回以上…10ドルの還付を行う。

例会参加30回以上…20ドルの還付を行う。

例会参加40回以上…30ドルの還付を行う。

(会計年度)

5. 本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。

(役員)

6. 本会には会長1名、副会長1名、**事務局長1名**、会計1名、会計監査1名、常任理事**4名**、理事**4名**を置くものとし、任期は1年(1月-12月)としてその再任を妨げないものとする。常任理事は会長権限にて決定される事項に拒否権を発動する事が出来る。また、常任理事間でも意見が分かれた場

合においては会長、副会長を含め多数決で決議する事が出来る。常任理事及び理事においては九十九会運営に滞りの無い様、スケジュールの作成・発送・取りまとめ、並びに実施等を事務局と連携を図りながら行わなければならない。また、エチケットやルール等問題が発生した場合においては会長等と慎重に協議し問題に対処しなければならない。その他、九十九会会員の適切な所作振舞い(出席回数や事務連絡への即応等)において会員として相応しくない者に対する指導・処分の審議も行い、会長判断の一助となるよう努めなければならない。

(総会)

7. 定時総会は毎年1月に開催されるとものとし、定時総会においては
 - 1 前年度の年間表彰
 - 2 役員の改選
 - 3 会計報告等の各事項を決議する。

(競技の方法)

8.
 1. 例会における競技はハンディキャップ制とし、ハンディキャップは理事会にて別途定めるものとする。
 2. 当会では、マッチプレーを行うものとし、プレーの方法等については別途定めるものとする。

(例会幹事)

9. 例会における幹事は毎週2若しくは3名の幹事業務が可能な者が担当するものとし、例会のゴルフ場手配及び案内を行うものとし、当日会場にて受付、集計及び集金をおこなうものとする。

(参加資格)

10. 会員以外のゲスト参加は、例会及び月例会の別なく常に歓迎されるものとするが、繁忙期において参加者が限定される場合は、会員の参加を優先させるものとする。但し、幹事の判断により参加メンバーが変更されることもある。

(月例会)

11. 月例会における優勝対象者は、例会における入賞者(1位-3位)、ニアピン、ブービー、ドラゴン賞及び16名以上参加の例会における7位入賞者、当該月の例会に全出席の者、並びに前月月例会幹事とし、毎月最終土曜に開催するものとする。

(参加費)

12. 例会及び月例会への参加費用はドリンク代を含め\$15とする。

(ニアピン賞、ドラコン賞)

13. 各ショートホールにはニアピン賞を設ける。また幹事判断によりドラコン賞を1ホール設ける。両賞ともに例会参加者全員を対象とし、ニアピン賞に関しては1打でグリーン上においてカップに一番近い地点まで到達した者、ドラコン賞については一打でフェアウェイにおいてピンフラッグに一番近い地点まで到達した者が獲得するものとする。両賞について該当者がいない場合には、当該賞品代は次回例会には持ち越さず、当会の基金に組み入れるものとする

(ハンディキャップ)

14. ハンディキャップ委員はアクセス君とエクセル君とし、その入力業務は理事の管轄とする。新入会員はその入会に際し、ハンディキャップ算定の資料として、過去最近時5回分以上のスコアカードを提出するものとする。

(ハンディの調整)

15. 1. 理事会はUSGAのハンディキャップ算出方法に則り毎月月末に改訂を行うものとする。
2. 例会(月例会は除く)における入賞者に対するHC調整はHCインデックスに対し優勝者は80%、2位85%、3位90%を乗じた数を次回からの調整HCインデックス(少数点2位以下を切捨て)とし、それを基に例会開催コースのHCを算出する。調整されたHCインデックスは従来と同様、入賞日の翌週から月例会を除く3回の例会の出席を以って据え置くものとする。

(会員資格の剥奪)

16. 下記の何れかに該当する者は、理事会により会員資格を剥奪され退会の勧告を受けることがある。
1. プレーに際し、著しくマナーに欠けると理事会により判断された者。
 2. ひと月内に、例会参加の返事をしなかった回数が1回の者—警告
ひと月内に、例会参加の返事をしなかった回数が2回以上—罰金(1回につき5ドル)
ニヶ月連続の罰金対象者、若しくは通算4回罰金を支払った者—退会勧告
 3. 会員の負担すべき義務である幹事業務が一定の基準を満たさなかった場合。

(エチケット)

17. 九十九会員として、下記の要件に留意しながら、標準的なマナーを身に付け例会に参加する。
1. (服装)ドレスコードの基準は敢えて設定しないが、ゴルフ場(クラブハウス含む)に相応しくない服装(ジーンズ、ビーチサンダルなど)は避ける。
 2. (プレー)定められたルール(USGAやLOCAL RULE)に則り、お互い協力しながら、プレーヤーの妨げにならないよう、適切な時間内でプレーする。
 3. (コースの保護)グリーン上のボールマーク、フェアウェイ上のディボット、バンカー内の足跡などを原状復帰する配慮を怠らない。

(遠征)

18. 会員相互の親睦もしくは他地域団体との交流を目的とし年1回を目安として遠征を行なう事とする。それに掛かる遠征費補助を適切な範囲で認めるものとし、会計は遠征幹事と予算案を理事会に提出するものとする。

(退会/休会)

19.
 1. 退会一会員本人が希望する場合、ならびに会則に定められた会員としての義務を果たせないと理事会が判断した場合。また、一旦退会した会員でも本人の希望により条件を満たせば再入会を妨げるものではない。但し、その場合は年会費のほかに入会金を納入するものとする。
 2. 休会一会員本人が何らかの理由で一定期間例会の欠席を希望する場合、本人の申請により休会することが出来る。その期間の例会幹事と例会への出席の回答は免除される。但し、その場合においても年会費の支払いと馬券の購入は行うものとする。

(その他)

20.
 1. 悪天候による競技の中止は競技場において幹事が行う。但し判断が着かない場合は出席者の過半の同意をもって決定する。
 2. 悪天候等により競技が中止された場合、既に9ホール以上のプレーが終了していれば、当日の競技(例会、月例会)は成立したものとみなす。
 3. 本規則に定めのない事項については、事例発生の都度協議し常任理事の同意により決定するものとする。

* 本規約は1993年 1月30日採択された。

* 本規約は1995年 6月24日改正された。

* 本規約は1996年 1月20日改正された。

* 本規約は1998年 1月16日改正された。

* 本規約は2000年 9月10日改正された。

* 本規約は2001年12月16日改正された。

* 本規約は2002年 1月 5日改正された。

* 本規約は2003年 1月 4日改正された。

* 本規約は2005年 1月 8日改正された。

* 本規約は2007年 1月 6日改正された。

* 本規約は2010年 1月 9日改正された。

* 本規約は2013年 1月 5日改正された。

* 本規約は2015年 1月 10日改正された。

* 本規約は2017年 3月 27日改正された。

役員リスト

会長	鈴木徹
副会長	藤井正喜
会計	関根賢治
会計監査	伊藤保
常任理事	伊藤慎太郎
理事	金森秀一 古山誠 服部喜弘 黒岩良介